

大泉町ネーミングライツ事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、公民連携による施設等の魅力向上及び地域の活性化に寄与するとともに、新たな財源を確保し、財政の健全化に寄与することを目的として、施設等のネーミングライツを民間事業者等に付与することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 施設等 次のいずれかに掲げるものをいう。

ア 町が所有する公共施設（公共施設の一部を対象とする場合を含む。）

イ 町が主催するイベント

ウ その他町長が適当と認める公有財産

(2) ネーミングライツ 町が所有する施設等について、町と民間事業者等との契約に基づき、当該民間事業者等が施設等に愛称を付与する権利をいう。

(3) ネーミングライツ事業 ネーミングライツを付与し、町がその対価（以下「ネーミングライツ料」という。）として金銭を得て施設等の運営及び維持管理に要する費用の一部に充てる事業をいう。

(4) 民間事業者等 法人、個人事業主又はそれらにより構成された団体をいう。

(基本原則)

第3条 ネーミングライツ事業は、施設等の本来の目的に支障を生じさせない方法により実施するとともに、対象となる施設等の公共性を考慮し、社会的な信頼性及び事業推進における公平性を損なわないようにしなければならない。

2 町長は、原則として、ネーミングライツ事業により決定した愛称を使用する。

2 施設等のうち、町の条例、規則等において名称が定められている施設等に係る名称については、変更しないものとする。

(ネーミングライツ事業の種類)

第4条 ネーミングライツ事業の種類は、次に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

- (1) 特定募集型 町が施設等を選定し、愛称を付与する者を募集するもの
- (2) 提案募集型 前号以外の施設等について、第6条に規定する応募対象者からの提案を募集するもの

(対象となる施設等)

第5条 町長は、施設等のうち、その設置又は運営の目的、利用状況等を考慮し、ネーミングライツを付与することに支障がないと認める施設等を対象施設等として選定するものとする。

2 町長は、前項の対象施設等が指定管理者制度導入施設（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者が管理を行っている施設又は行うこととしている施設をいう。以下同じ。）の場合は、当該指定管理者に協議を行った上で選定するものとする。

(応募対象者)

第6条 特定募集型に応募し、又は提案募集型により提案をすることができる者は、次のいずれにも該当しない民間事業者等とする。

- (1) 大泉町有料広告掲載要綱（平成22年大泉町告示第67号。以下「広告掲載要綱」という。）第3条第2項第1号から第8号までに規定する者
- (2) 指定管理者制度導入施設にあつては、第10条の規定による応募の時点における指定管理者の事業内容等と競合する事業を行う者。ただし、当該指定管理者及びその関連企業を除く。
- (3) その他町長が適当でないと認める者

(愛称の付与期間)

第7条 愛称を付与する期間は、原則として、3年以上5年以下の期間とする。

2 前項の規定にかかわらず、指定管理者制度導入施設については、その指定の期間を考慮した上で、町長が別に定めることができる。

(愛称の付与の制限)

第8条 愛称の付与の制限については、広告掲載要綱第3条第1項の規定を準用する。この場合において、同項中「広告掲載を行うことができる広告」とあるのは「ネーミングライツ事業により付与することができる愛称」と、同項第9号中「広告掲載を行う広告」とあるのは「ネーミングライツ事業により付与される愛称」と読み替えるものとする。

(募集)

第9条 町長は、特定募集型により募集し、又は提案募集型により提案を受けようとするときは、町の広報紙、ホームページ等により広く公募するものとする。この場合において、特定募集型により募集を行うときは、次に掲げる事項を記載した募集要項を作成するものとする。

- (1) ネーミングライツを募集する施設等の名称等
- (2) 募集概要
- (3) ネーミングライツ料（希望契約金額）
- (4) 応募方法
- (5) 審査方法
- (6) 前各号に掲げるもののほか、ネーミングライツ事業の実施に関して必要な事項

(応募)

第10条 特定募集型に応募し、又は提案募集型により提案をしようとする者は、大泉町ネーミングライツ事業実施申込書（別記様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて町長に提出するものとする。

- (1) 民間事業者等の概要を記載した書類
- (2) 約款、寄附行為に関する書類その他これらに類する書類
- (3) 登記事項証明書（法人等の場合）
- (4) 直近1事業年度分の決算報告書（貸借対照表及び損益計算書を含む。）及び事業報告書
- (5) 直近1事業年度分の納税証明書のうち、町長が別に定めるもの
- (6) その他町長が必要と認めるもの

(ネーミングライツパートナーの決定)

第11条 町長は、前条の規定による応募があったときは、大泉町広告等審査委員会に諮り、その結果を踏まえた上でネーミングライツパートナー（ネーミングライツ事業において、契約の相手方となる民間事業者等をいう。以下同じ。）としての採用の可否を決定し、大泉町ネーミングライツパートナー採用（不採用）決定通知書（別記様式第2号）により応募者に通知するものとする。

(契約)

第12条 町長は、前条の規定によりネーミングライツパートナーを決定したときは、当該ネーミングライツパートナーと契約を締結するものとする。

2 前項の契約に当たり、当該施設等が指定管理者制度導入施設の場合は、町、指定管理者、ネーミングライツパートナーにおいてあらかじめ必要事項について協議するものとする。

(ネーミングライツ料の納入)

第13条 ネーミングライツパートナーは、契約の締結後、町長が指定する期日までに、町の発行する納入通知書によりネーミングライツ料を年度ごと一括して納入するものとする。ただし、町長が特に必要と認める場合は、この限りでない。

(費用負担)

第14条 ネーミングライツ事業に係る施設等の案内看板のうち、町が設置している案内看板の表示名の変更等に係る経費その他の経費については、ネーミングライツパートナーが負担するものとする。

2 契約期間の満了又はネーミングライツの取消しに伴う案内看板等の原状回復に必要な費用は、ネーミングライツパートナーが負担するものとする。

3 第1項の規定にかかわらず、町長は、ネーミングライツパートナーとの協議により、同項に規定する経費の区分を変更することができるものとする。

(愛称変更の禁止)

第15条 契約期間内における施設等の愛称の変更は、できないものとする。ただし、町長が特に必要と認める場合は、この限りでない。

2 前項ただし書の場合において、当該施設等が指定管理者制度導入施設の場合は、町、指定管理者及びネーミングライツパートナーにおいて協議するものとする。

(ネーミングライツパートナーの決定の取消し)

第16条 町長は、ネーミングライツパートナーが次のいずれかに該当するときは、当該ネーミングライツパートナーの決定を取り消し、契約を解除するものとする。

- (1) 指定する期日までにネーミングライツ料の納入がないとき。
- (2) 偽りその他不正の手段により応募したことが判明したとき。
- (3) ネーミングライツパートナーが法令等に違反し、又はそのおそれがあるとき。
- (4) ネーミングライツパートナーの社会的又は経済的信用が著しく失墜する事由が発生したとき。

(5) ネーミングライツパートナーからネーミングライツの取消しの申出があったとき。

(6) その他町長が特に必要と認めたとき。

2 町長は、前項の規定により決定を取り消したときは、大泉町ネーミングライツパートナー採用決定取消通知書（別記様式第3号）により対象者に通知するものとする。

3 第1項の規定により決定を取り消した場合において、既に納入されたネーミングライツ料があるときは、これを返還しない。

（その他）

第17条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

別記様式第1号（第10条関係）

大泉町ネーミングライツ事業実施申込書

年 月 日

大泉町長 様

所在地
団体名
代表者職氏名

大泉町ネーミングライツ事業実施要綱に基づき、関係書類を添えて、次のとおりネーミングライツ事業に応募します。

対象施設等		
愛称（案）		
愛称の理由		
愛称の期間	年 月 日 ～ 年 月 日	
金額	年額 円	
地域貢献等の実績		
命名権者への特典に係る提案		
PR事項		
町民サービス向上等に係る提案		
担当者 連絡先	部署	
	役職・氏名	
	電話番号	
	E-mail	

添付書類

- (1) 民間事業者等の概要を記載した書類
- (2) 定款、寄附行為に関する書類その他これらに類する書類
- (3) 登記事項証明書（法人等の場合）
- (4) 直近1事業年度分の決算報告書（貸借対照表及び損益計算書を含む。）及び事業報告書
- (5) 直近1事業年度分の納税証明書

別記様式第2号（第11条関係）

大泉町ネーミングライツパートナー採用（不採用）決定通知書

年 月 日

様

大泉町長

年 月 日付けで提出のあったネーミングライツ事業の実施申込みについて、次のとおり決定しましたので、大泉町ネーミングライツ事業実施要綱第11条の規定により通知します。

区分	<input type="checkbox"/> 採用
	<input type="checkbox"/> 不採用 (理由)
対象施設等	
愛称名	
愛称の期間	年 月 日 ~ 年 月 日
ネーミングライツ料	円

別記様式第3号（第16条関係）

大泉町ネーミングライツパートナー採用決定取消通知書

年 月 日

様

大泉町長

年 月 日付けで、あなたをネーミングライツパートナーとした決定については、次の理由により取り消しましたので、大泉町ネーミングライツ事業実施要綱第16条第2項の規定により通知します。

取消年月日	年 月 日
取消理由	